

セーフティネット保証認定

令和6年12月以降の主な変更点と認定要件について

◎売上高等の証拠書類について

- ・売上高の減少等を確認するための資料として、売上台帳、試算表、法人概況説明書等が必須です。
- ・「任意で書式を作成し、書類に「相違ありません」という表現と捺印をしたもの（売上高明細表等）」だけでは、売上高の減少等を確認する資料としては扱えません。

◎4号認定について

- ・創業者等にかかる認定要件に変更がありますので、注意してください。

12月以降の認定要件（4号）

【通常】

- ①指定された災害等が発生した後の最近1か月の売上高が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

【創業者等】災害発生前に売上高等を計上している期間がある場合

- ②最近1か月の売上高が災害等が発生する直前の3か月間の月平均売上高に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高が災害等が発生する直前の3か月間の売上高に比して20%以上減少することが見込まれること。

【創業者等】災害発生前に売上高等を計上している期間がない場合

- ③最近1か月の売上高が災害等が発生した直後の3か月間の月平均売上高に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高が災害等が発生した直後の3か月間の売上高に比して20%以上減少することが見込まれること。

◎5号認定について

- ・これまで、兼業の状況により認定要件が3パターンに分かれていたものが、2パターンに変更されますので注意してください。
- ・創業者等にかかる認定要件に変更がありますので、注意してください。
- ・利益率の減少が生じていることによる申請（利益率要件）ができるようになります。

12月以降の認定要件（5号）

（1）売上高要件

【通常】

- ①指定業種に属する事業のみを営んでいる
最近3か月の売上高が前年同期に比して5%以上減少していること。

②指定業種と非指定業種を営んでいる

最近3か月における指定事業の売上高が中小企業者全体の売上高の5%以上を占めており、かつ中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月の売上高が前年同期に比して5%以上減少していること。

【創業者等】

③指定業種に属する事業のみを営んでいる

最近1か月の売上高がその直前の3か月の月平均売上高に比して5%以上減少していること。

④指定業種と非指定業種を営んでいる

最近1か月における指定事業の売上高が中小企業者全体の売上高の5%以上を占めており、かつ中小企業者全体と指定事業それぞれの最近1か月の売上高がその直前の3か月の月平均売上高に比して5%以上減少していること。

(2) 原油高要件

⑤指定業種に属する事業のみを営んでいる

(1) 最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上を占めていること、(2) 最近1か月の原油等仕入単価が前年同月に比して20%以上上昇していること、(3) 最近3か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期に比して上回っていること。

⑥指定業種と非指定業種を営んでいる

最近1か月における指定事業の売上原価が中小企業者全体の売上原価の20%以上を占めており、かつ、(1) 中小企業者全体と指定事業それぞれの最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上を占めていること、(2) 指定事業の最近1か月の原油等仕入単価が前年同月に比して20%以上上昇していること、(3) 中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期に比して上回っていること。

(3) 利益率要件

- ・ 為替相場の変動や人手不足等、個社ではどうにもできない外的要因による原材料費や人件費等の増加を受けて利益率の減少が生じている場合に適用（単純な役員報酬の増加等は対象外）。
- ・ 利益率が減少していることの挙証資料として、試算表が必要です。

⑦指定業種に属する事業のみを営んでいる

最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期に比して20%以上減少していること。

⑧指定業種と非指定業種を営んでいる

最近3か月における指定事業の売上高が中小企業者全体の売上高の5%以上を占めており、かつ、中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期に比して20%以上減少していること。